

多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和6年11月20日午前8時58分より午前10時17分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下について |
| 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農業経営改善計画認定申請について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（10名）

議長	大西和芳
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
11番委員	秋山義充
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（4名）

職務代理者（2番）

7番委員
10番委員
12番委員

三野敏彦
細川清二
河井弘司
伊達和博

農業委員会事務局職員

事務局長 海田 康弘
農地係長 亀井 康
主 事 炭井 眸

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

それでは、少しお時間早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、三野委員さん、細川委員さん、伊達委員さん、河井委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたします。

本日は、農業委員14名中10名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

そしたら、進めてまいりたいと思います。

いつもどおり、最初に本日の署名委員さんを私のほうから指名させていただきます。

8番の山地委員さん、それから9番の池内委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を村井推進委員さんのほうからよろしくお願いいたします。

村井推進委員

おはようございます。

昨日の小委員会の報告をさせていただきます。

資料にもありますように、議案の2号案件、その4か所、それと3号案件の2か所、4号案件の1か所を視察してまいりました。いずれも特に問題になるようなことはなかったと思います。今日の定例会、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

これ、私の私見ですけれども、2号案件の3番です、この方は私の地域、東白方地区なんですけれども、農業経験がない方、それと農機具

等も持ってない、今後は今ネット社会なんで、知識がなくてもできるだろうとは思いますが、先々そういう農業に従事したいというには、今後どういうふうに指導していったらいいのかなという不安を持っております。皆さんもこういう案件が出てくる機会が多くなると思いますが、そういう意味で意見があれば教えていただきたいなと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今小委員会のご報告をいただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

そしたら、ないようですので、早速議案の審議を行いたいと思います。

最初に、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号10番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、いつもどおり報告案件ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番から番号4番について、議案書を基に朗読】

以上、4件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の

全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて冒頭に地元の推8番委員さんなり、今事務局からの補足説明を含めていただいたところですので、それらを合わせてご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いをいたしたいと思います。

1 1 番委員

4番、贈与、これはどういうふうなことを言よんか、結局渡し人と受け人の関係がどんなんかとか、贈与が一般的な贈与か、何か制度を利用できるのか、そこら辺をちょっと詳しく。

議長

事務局より。

事務局

4番の堀江の●●さんと●●さんについてなんですが、●●さんが●●さんの義理のお兄さん、●●さんのお姉さんの旦那さんということで、親戚筋になります。

1 1 番委員

姉さんの、●●の姉さんの旦那。

事務局

はい。

1 1 番委員

旦那やけど、これ●●というたら姉さんということ。

事務局

●●●●さんのほうが●●さんの奥さんの妹さん。●●●●さんのお姉さんの旦那さんが●●さん。義理のお兄さんと聞いております。●●の義理のお兄さん。

1 3 番委員

姉さんの旦那やね。

事務局

そう、お姉さんの旦那さん。

1 1 番委員

姉さんの旦那。

事務局

と聞いております。

職務代理者(3番)

平らに言うたら、●●さんが作業はできんきに、●●さんに貸して畑してもらいよったんや。ほんで、それをもう金は要らんきにそのまま使うてというふうな話になって、贈与になるん。

1 1 番委員

この贈与は制度を使えるんか、一般的な贈与か。

事務局

そう、一般的な贈与です。特に農地法とか農地機構とかを介した売買とか、そういったものではないので、一般的に土地を贈与する。

議長

よろしいですか。

1 1 番委員

はい。

議長

ほかに。

1 1 番委員 推 8 番委員さん言よんは何ぞ。この件。これがどうしたという。

推 8 番委員 企画立案、アーモンドを植える、畑へアーモンドを植える、企画立案なんじゃけどな。

1 1 番委員 受け手が。

推 8 番委員 買う人が。

1 1 番委員 受け手がやろ。これは●●、●●になるんやけど、他人か。

事務局 これは他人です。

1 1 番委員 ほんで、それがどうしたというん。

事務局 一応、●●●●さんのほうが、旦那さんが主に企画をされて、今後アーモンドをここで荒廃農地を利用して耕作していきますということだったんですけども、一応推 8 番委員さんが心配してらっしゃるのが、今まで農業の経験、申請書上、1 8 歳まで葉たばことか稲作の経験はありますよとは書かれてるんですけども、それ以降は特に農業の経験とかがなく、機械とかっていうのも草刈り機ぐらいしか持っていないということでお伺いはしてるんですけども、それと技術力とか、そういうところは大丈夫かというところでご心配をいただいているんですけども、一応事務局としては、今計画書上、近隣の方にお手伝い、その方は農業をされてる方にお手伝いをいただくということと、アーモンドということで果樹になりますので、府中の農業試験場の果樹研究所っていうところから協力を得てやっていくというものと、苗から植えていくようになるので、植えた後、大きな機械はそんなに必要はないという計画で一応申請はいただいております。また、今後、植えた取得後、ちゃんと全てのものを耕作するっていうことで一応確約書もいただいている状況ではあります。

以上です。

1 1 番委員 推 8 番委員が心配しよんは、農地法は問題ないけど、本当にできるのか心配しよったん。それはおまえ、余分な心配するな。それは心配したってしょうがないやろう。農地法に問題ないんやったら。

事務局 一応地域というか、地域の農業委員さんとか推進委員さんとかをはじめとして、事務局としても今後ここがちゃんと使われていってるのかというところで、見守っていくような立ち位置として、そういうところで許可というか、ご審議いただけたらなと考えてはおるんですけども。一応そういった状況になっております。

議長 よろしいですか。

ほかに何か。

議長

ほかにならないようでしたら、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】
以上、今回申請のありました2件の転用申請のうち番号1番については、転用面積が1,000平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当します。また、転用面積が2,000平米以上のため香川県農業会議の常設審議委員会案件となります。この2件の申請地は周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものではないこと、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの議案第3号の説明につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にごございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番について、議案書を基に朗読】

令和6年7月5日に農地法第5条の規定による許可申請として、資材置場、車両置場を整備する計画として提出されておりましたが、譲

受人の都合により転用計画が中止となることから、許可申請の取下げ願が提出されました。7月の農業委員会定例会にてご承認いただいた案件ではございますが、取下げとさせていただきます。

以上です。

議長 ただいまの議案第4号の説明についてのご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

どうぞ。

13番委員 これは取下げっていうのも、売買の初めから全部取下げになるんですね。売り買いもやめ。

事務局 売り買いもやめになります。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、この議案につきましては、5番委員さん、11番委員さん、14番委員さん、議事参与の制限ということで、退席をお願いをいたしたいと思います。

議長 それでは、議案第5号の説明、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1番から9番と1番から25番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、11月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、これについて

の何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

13番委員 変な質問というか、知識がないからの質問かもしれないのですが、8ページ、9ページのところには設定のところとか、再設定という項目があるんですが、10ページからのそれは、そういうことは書かない、書く必要がないんですか。

事務局 一応これが従来からこの様式になっとなんであれなんですけど、8ページ、9ページが利用権設定、農業委員会に直接お互い出し手と受けてが、届出を出してくる利用権設定で、10ページから12ページが農地機構を介した貸借の議案にはなるんですけども。

13番委員 この中にも新規のものとか再設定というか、そういうのは混ざっておるわけ。

事務局 そうです。10ページから12ページの中にも更新と新規がそれぞれ混じっております。

13番委員 すいません、ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

ほかに。

職務代理者(3番) 9ページ一番下、9番。これ相続人が貸付人の外でおるんやけど、これはどう言う事ですか。

事務局 相続人が外でおるとは。

職務代理者(3番) 備考に書かれとる。

事務局 そうです。今まだ貸付人さんの本木豊さんから登記が相続登記ができてないので、あくまで登記は登記上の貸付人ということで本木豊さんって書かせていただいとんですけど、実際の契約自体は相続人の過半ということで、美保さんとその他の方からの署名ということで申請をいただいとるということで、ちょっと備考欄に記載させていただいております。

職務代理者(3番) 通るん。いけるん。

事務局 登記上はまだ豊さんから変わってないんで、名義が。

推5番委員 名義変わってないやろ。

事務局 法的には過半を超えてる方からの申請で貸付けはできます。

議長 そういうことです。

ほかに。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

議長

それでは、続きまして議案第6号 農業経営改善計画認定申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

なお、この説明につきましては、田窪さんのほうからお願いしたいと思います。

農林水産係

産業課田窪です。よろしくお願いします。

座ってご説明のほうさせていただきます。

今回、認定の業者の申請のほうで、新規で2名と変更が1名あります。

では、まずは新規の●●●●さんの経営改善計画認定申請書からご説明させていただきます。

葛原に住まれてる方で、●●●●さんなんですけども、下の①の農業経営体の営農活動の現状及び目標からご説明をさせていただきます。

営農類型は季節野菜で、主にアスパラの生産を行っております。5年後の目標といたしましてもアスパラの生産のみを行う予定ですので、季節野菜のほうにチェックのほうをつけさせていただいております。

その下の(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標です。現状の年間所得が400万円あります。5年後の令和11年の目標といたしましては550万円になります。

次、右に移りまして、年間労働時間です。現状3,000時間ありまして、5年後の令和11年の目標が同じく3,000時間になります。

主たる従事者1人当たりの年間労働時間が2,000時間で、これは●●●●さん1人の労働時間になりまして、あとの1,000時間のほうは●●●●さんのお母様の1,000時間の労働時間になり、合計3,000時間になっております。

次、下側に移りまして、②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてです。生産してるものがアスパラガス、さぬきのめざめでございます。作付面積が現状27アールありまして、生産量は5,000キロになります。5年後の目標といたしましても、変わらず27

アール、生産量5,000キロになっております。また、その下にアスパラガス（育成）と書いてるんですけども、5年後にはハウスの新設予定を予定しておりますので、作付面積を20アールプラスで目標としております。

一番端の右側に移りまして、農畜産物の加工、販売、そのほかの関連、附帯事業についてです。現状、売上げはありませんが、5年後の目標といたしまして、出荷場運営事業500万円、マルシェ産直事業500万円、飲食店経営事業を300万円売り上げる予定となっております。

次のページの移っていただきまして、（3）の農用地及び農業生産施設についてです。現在、所有地のほうが田が4アール、畑が44アールです。5年後の目標といたしましても、自己所有地のほうは変更なく4アール、畑44アール、借入れ地のほうを先ほどお伝えしたとおり、ハウスを新設する予定でありますので、30アールほど増やす予定になっております。合計78アールになっております。

右側に移りまして、イ、農業生産施設についてです。アスパラはハウスでの栽培を行ってますので、ハウス、現状17棟、2,687平米あります。5年後の目標といたしましては、10棟プラスし、27棟、面積は4,687平米になる目標となっております。

次に、左下に移りまして、③生産方式の合理化に関する現状と目標数値。現状、収穫、管理作業担当者が選別出荷作業も行っているため、収穫ピーク時に過重労働になってしまっています。目標としましては、出荷作業を行う人員を増やし、労働時間を標準化し、選別機を導入し、作業の効率化を図ります。また、規模拡大に備えて人材育成に力を入れていきますとなっております。

右側に移りまして、④経営管理の合理化に関する現状措置です。現状、税理士に諮って設備投資を行っております。目標としましては、①令和11年にハウス施工に着工できるよう、前年利用地の確保を行います。

②催事、マルシェ出店を円滑に行うため、設備投資を行います。

③選別出荷場を新設するに当たり、倉庫内設備への投資を行います。

次に、左下に移っていただきまして、⑤農業従事の対応の改善に関する現状と目標措置です。現状、スタッフへ収穫、管理作業の移管を進めています。目標としましては、機械導入により、収穫、管理、出

荷等の基幹業務における作業の省力化を図ります。営業活動へさらに時間を割けるように人員を配置していく予定です。後進育成のため、インターン生の受入れも積極的に行っていきます。

⑥そのほかの農業経営の改善に関する現状と目標措置です。現状、少人数体制で独自化を進めているが、隅々までサービスが行き届いていないので、目標としまして、飲食店、産直、イベント出店、この3つの既存の事業が同時並走するために人員設備への投資を進めていきます。

次に、経営の構成についてですが、構成員が●●●●さんご本人とお母様の●●様と一緒に経営をしています。先ほど労働時間もお伝えしたとおりここに内訳が書いてるんですけども、●●さんが主に2,000時間ぐらい労働して、お母様が補助で1,000時間ほど労働しているという形になります。次に(2)の雇用者のところで、現状常時雇用が2人いるんですけども、新たに5年後に臨時雇用を4人与えまして、年間通して合計400人雇っていくという形になります。

次のページに移っていただきまして、生産方式合理化に係る農業機械等の取得経費なんですけども、プレハブ、冷蔵庫、選別機、冷蔵ショーケース、アスパラ加工台を導入していく予定となっております。

次のページは、この導入計画と、今現在持っている機械をこちらに書いてますので、また目を通していただけると幸いです。

以上で●●●●さんの説明は以上になるんですけども、ここでちょっとご質問等あれば受け答えさせていただきます。

14番委員 田窪さん、常用雇用をされると書いてますよね。これ、延べ時間で年間どれぐらいの予定なんですか。

農林水産係 年間で、ちょっとそれはまた確認しておきます。主には収穫作業をメインに手伝ってもらってるとはお聞きしていますので、4月から11月末ぐらいまで、もうほぼ毎日っていうことなんで。ちょっとまた確認して、それはお伝えさせていただきます。

14番委員 でも、常時って書いてるんですよ。

農林水産係 はい。

職務代理者(3番) 3,000時間の中には、本人とお母さんだけしか言わなんだやろうが。

14番委員 常時雇用を加える、加えない。

職務代理者(3番) 足しとかないかんやろう、これ。それか、逆に本人の分を減して割

り当ててやらなんたら。常用しとんやけに。

農林水産係

この計画上、そういうふうになってないんで、そこはちょっとまた確認してお伝えさせていただきます。

ほかにご質問ある方はいらっしゃらないでしょうか。

お願いします。

13番委員

これ、将来のところで、6次化ですね、飲食店、産直、イベント出店、この辺もう少し具体的な。

農林水産係

まず、集荷場運営事業については、各所で香川県内でアスパラさぬきのめざめ、生産してる方が多いと思うんですけども、大森さん自身が今ネット販売とかを中心に販売してるんです。それをほかの生産してる方たちを取りまとめて大森さんのところで販売するっていうのを、出荷事業を行っていくっていうのと、マルシェ、飲食店に関しては、飲食店は自分で立ち上げて飲食店するっていうのと、マルシェのほうは今年なんかでいうと、モンスターバッシュって音楽イベントとかでキッチンカーじゃないですけど、そういったことを行ったんです。そういった事業を行っていくということです。

13番委員

必ずしもアスパラだけを食べさせるって事でなく、アスパラを使った料理とか。

農林水産係

主にメインはそういうふうになってきます。

13番委員

ありがとうございました。

農林水産係

よろしいですか。

それでは、次に、●●●様の農業経営改善計画の認定申請書についてご説明させていただきます。

この方、東白方に住まわれてる●●●さんなんですけれども、営農類型型が季節野菜になりまして、主にミニトマトの生産を行っております。5年後の目標といたしましても、季節野菜、ミニトマトの生産を続けていき、季節野菜になります。

(2)の農業経営の現状及びその改善に関する目標です。年間所得が現状108万円になりまして、目標360万円になります。年間労働時間ですが、現状3,200時間になりまして、5年後の目標といたしましては2,000時間まで減らすような目標となっております。

②の農業経営の規模拡大に関する見地及び目標ですが、生産しているものがミニトマト、作付面積が14アール、生産量が1万3,020キロとなっております。5年後の目標といたしまして、令和11年

には作付面積は変わらず、生産量を1万9,600キロにする予定となっております。作付面積変わらんのに生産量が何で上がるんやというところなんですけど、現在取り切れてないミニトマトが多いそうなので、そこを効率化を図って収穫量を上げていくというふうになっています。

次のページに移っていただきまして、農用地及び農業生産施設についてです。現在自己所有地が田が17アール、借入れ地が77.6アール、合計94.6アールになってます。5年後の目標といたしましては、自己所有地はそのまま17アール残して、借入れ地77.6アールについては返していくという目標になっています。

2、農業生産施設です。ミニトマトです。APハウスを持ってまして、現在6棟ありまして、面積が1,400平米、目標といたしましても同じく6棟の1,400平米になります。

③生産方式の合理化に関する現状と目標数値についてです。現状、養液栽培でミニトマトを栽培し、JAの出荷支援を活用しています。病虫害防除、気候変動については早期対策を講じるとともに、ハウス環境の自動化、ビニールの開閉により作業の効率化を図ります。また、ハウスの内張を貼り替えることで外気温との差をなくし、夏場の作業効率を上げるとともに、冬場の経費の削減にもつなげていきます。

④経営管理の合理化に関する現状と目標措置。現在自分で簿記を記帳しながら税理士に決算は依頼しています。経営状況を常に確認し、タイミングを検討しながら必要な対策を取り、経営改善につなげます。

左下に移っていただきまして、⑤農業従事の対応の改善に関する現状と目標措置です。現在臨時雇用を導入しているが、定期的に休日が取れるよう、日数と人員を増やします。夏場は施設内は高温のため、日中の作業は避け、身体の負担をなくすような作業体系を組みます。ハウス環境の自動化、ハウスの開閉により労働時間の短縮を図ります。

右に移っていただきまして、⑥そのほか農業経営の改善に関する現状と目標措置です。補助事業や融資を活用し、生産方式の効率を図るため、機械などを利用します。ミニトマトの栽培に専念するため、水稻栽培予定だった借入れ地については返還します。

経営の構成なんですけども、林武史様お一人で年間労働時間が3,

200時間を、5年後には2,000時間まで減らす予定となっております。

(2)の雇用者については、現状2人雇って年間100日雇っていますが、今後は3人に増やして見通しとしまして、年間240日雇い入れる予定となっております。

次のページに移っていただきまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得経費です。今後は、再度、自動開閉装置を5台、ハウスの入り口部分に設置する、導入していこうという計画になっております。

その次のページについては、●さんが持っていた機械や今後導入する機械の一覧になってますので、目を通していただけると幸いです。

以上で●●●さんの説明になりますが、ご質問等あればここで受け付けたいと思います。

(なし の声あり)

なければ、次の変更の五月会のほうに移らせていただきます。

五月会のほうなんですけども、代表者が変更したのみなので、計画の内容の説明は省略させていただきます。

五月会なんですけど、4月頃に●●●様から代表者が変更して●●●様に変更しました。手続上、この変更のお話をする必要がありますので、ご説明させていただきました。

以上で認定農業者のご説明になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第6号の説明、その都度ご質問等をお伺いながら進めてきましたけども、最後に全体に2名と1団体の再度、ほかに何かご質問がありましたらよろしくお願いします。

11番委員
農林水産係
議長

これ事務処理するときに普及センターも同席してますか。

そうです。一緒にヒアリングしてます。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、いくつか意見がありましたので、農業委員会に意見を聞くということになっておりますので、そうして処理をいたしたいと思います。そういうことで、議案第6号は承認ということの格好になります。ありがとうございました。

以上で本日の議案6つにつきましては、これで終了いたしたいと思います。

それでは、引き続き事務局よりその他の報告事項がありますので、
よろしくお願いいたします。

事務局長

事務局より 8 点ご報告させていただきます。

1 点目は 10 月定例会の回答について、2 点目は相続届について、
3 点目は来月分の農地機構貸借案件について、4 点目は農地転用集計
表について、5 点目は利用権設定の終了について、6 点目は農業委員
会手帳の配付について、7 点目は地域計画座談会について、8 点目は
農地農政検討会について。

初めに 1 点目、10 月定例会の回答について報告をお願いします。

事務局

10 月定例会内でご質問のありました非農地証明願についての質問
について回答させていただきます。

皆様のお手元に A 4 縦の多度津町非農地証明事務処理要領をお配り
しております。こちらをご覧ください。

多度津町では、平成 27 年 4 月に非農地証明事務処理要領を制定
し、運用してまいりました。非農地証明願とは、現況が農地以外であ
る土地について、農地法の適用を受けない土地であることを証明して
もらうための手続です。非農地であることの証明を受けることで、そ
の土地は農地法の許可を得ることなく、売買や地目変更、手続が行え
るようになります。この非農地証明は、法的な根拠に基づくものでは
なく、農地法の統制規定と不動産登記法による地目認定との相互の運
用の円滑化を図るため、農業委員会が実施しているサービス業務の一
種となりますが、厳重な審査をした上で、明らかに農地法上の農地、
採草放牧地以外であると認められるものに限って出すこととされてい
ます。

非農地証明の対象となるのは、農地として使用するには一定水準以
上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための
条件整備が計画されていない土地であるとされており、多度津町では
香川県の準則に合わせてこちらの要領の番号 3、非農地証明の要件
(2) で非農地の認定基準を設けております。

①農地法の施行前から引き続き非農地であったもの。②自然災害に
より農地として復旧が著しく困難になった土地。③20 年以上にわた
り耕作放棄されたため、自然壊廃し、農地としての復旧が著しく困難
になった土地。旧制度開拓として実施された開拓事業により、附帯地
として売渡しを受けた土地で開墾をしなかった土地。耕作の事業を行
う者がその農地を自らの耕作の事業に供するほかの農地の保全または

利用の増進のために必要な農業施設、農道、水路などの要に供する場合で、2アール未満の農業経営施設の要に供する場合。農地法第30条の利用意向調査などにより、再生利用が困難な農地と判定された土地。⑦農地法第4条または第5条の規定による許可を得る必要がない案件で、特に証明を必要とする土地、以上7つが非農地の認定要件となります。

なお、非農地証明は地目変更の登記申請に際し、添付情報として提供するものであるため、証明書の交付後、申請者が責任を持って地目変更登記の申請を法務局で行う必要があります。法務局におきましては、地目変更登記申請後、申請内容に相違がないか現地確認などを行い実施し、登記変更を行うものです。

以上です。

事務局長
事務局

2点目、相続届について報告をお願いします。

今月は相続届が2件提出されております。書類については、個人情報の関係から小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。もし、不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長
事務局

3点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、11月27日より1週間、農地機構のホームページに掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

4点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

お手元にお配りしております令和6年度農地転用処理集計表と令和6年11月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は、農地法第4条申請が0件、農地法第5条申請が2件、農地法第5条申請の取下げ願が1件の合計3件の受付を行いました。内訳といたしましては、第2種農地が2件、うち1件が取下げ申請、第3種農地が1件となっております。

令和6年度11月受付分までの農地法第4条、第5条の累計といたしまして、農地法第4条申請を2件、農地法第5条申請が11件の合計13件、合計面積が1万6,225平米となります。内訳といたし

まして、第2種農地が5件、面積が3,696平米、第3種農地が8件、面積1万2,529平米となっております。

以上です。

事務局長
事務局

5点目、利用権設定の終了について報告をお願いします。

お手元にお配りしている農地の貸借方法が変わりますと書かれた資料をご覧ください。

以前定例会でもお伝えしたとおり、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年度より利用権設定事業が廃止され、地域計画に基づいた機構貸借の貸借設定のみとなります。現在利用権設定を行っている農地については、更新のタイミングで機構貸借に移行します。また、機構貸借においても令和7年度より、これまでは機構が担い手への集積を目的とする貸借でしたが、地域計画の目標地図の各筆に位置づけられた農業を担う者に対し貸付けを行うという仕組みに変わることから、農地の貸付けや借受けの相談があった場合、担当の委員の皆様をはじめとする地域の農業関係者様のご意見等をお伺いすることが増えるかと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りしているチラシは、利用権設定の更新の案内の際に貸手と借手に送付するもののため、こちらの表面の下側、相談窓口についてという欄の受付の日程に6月1日始期、11月1日始期、12月1日始期と利用権の更新月に合わせた日を記載していますが、これ以外の式、4月1日始期であるとか9月1日始期などでも随時相談受付を行っています。

また、これまでは機構の専門職員の方が各家を訪問し書類を作成しておりましたが、今後は貸借希望式の約4か月前に受付日を設け、役場にて書類の記載をしていただく流れを想定しております。来年度以降の議案につきましては、農用地利用集積計画ではなく、農用地利用集積等促進計画に一本化され、農業委員会はこちらの計画についての意見を述べ、香川県が計画の公告、決定を行う流れとなります。こちらについては来年4月以降、議案が出た際に再度ご説明いたします。

なお、利用権設定の廃止については、多度津町の12月広報、また多度津町のホームページに掲載する予定となっております。

以上です。

事務局長
事務局

6点目、農業委員会手帳の配付について報告をお願いします。

お手元に2025年版の農業委員、推進委員手帳をお配りしております。手帳につきましては、表紙を1枚めくっていただいたところに

身分証明書という紙がございます。お名前はこちらで記載しておりますので、ご確認をいただき、お手数ですが顔写真を貼っていただき、生年月日、住所、電話番号等をご記入の上、今後の活動にご利用いただければと思います。また、有効期限につきましては、2025年12月31日とご記入ください。

以上です。

事務局長
事務局

7点目、地域計画座談会についてご報告をお願いします。

地域計画座談会についてでございます。

地域計画策定に向けた第2回座談会につきまして、委員の皆様をはじめ、関係機関、認定農業者などの核となる担い手及び地域における多様な農業者として開催の案内とともに郵送でお配りさせていただきました。別添リストに記載されている方々へ座談会の案内を送付いたしました。また、当計画は幅広い農業者が対象となるため、町ホームページにて座談会開催についての記事を掲載し、参加を呼びかけております。

今回の座談会は、目標地図提出時期が迫っていることもあり、2日間に分けさせていただきました。座談会では、第1回目同様、農業委員、推進委員の皆様には地域の取りまとめ役として座談会を仕切っていただきたいと考えております。本日、明日の座談会の流れといたしましては、お配りしております資料、座談会レイアウトどおりに分かれていただき、町より地域計画の目標地図及び本日のテーマについて説明をさせていただき、各地域の確認作業を行っていただこうと考えております。

座談会では、机の上に事務局で作成した各地区の目標地図案、今前面に貼らせていただいているんですけど、こちら農家台帳のほうから出してきた地図になるんで、多少ちょっと画像が粗く見づらいところもあるんですけど、こちらのほうを机の上に配付させていただこうと思います。この目標地図と付箋、マジック、ペンを用意しております。

目標地図は農地台帳の情報、農地利用の意向調査、第1回座談会での確認事項及び意見を基に作成しております。目標地図は担い手ごとに着色している農地、白色赤枠で着色している農地、白色青枠で着色している農地、何も着色していない農地と大きく4区分しております。こちらの地図に各着色した色が、横の担い手さんごとのお名前とリンクしているような形になります。こちらの凡例の、色の横に名前を入れさせていただいてるんですけど、この色とこちらの地図の色が

リンクしているような形になります。これが着色しているのが、各農業を担う者の方々です。白色に赤枠、こちらの方が戦前小作とか、今現在個人で貸借されて農地をされてる方の自作地と貸借地が白に赤枠です。ちょっと見づらいですが、白枠に青枠、こちらのほうが農地の利用意向調査で農地を誰かに預かってほしい、貸したいという意向があるんですけど、担い手というか耕作される方が決まってない農地を表させていただきます。この横の凡例のところに、白の青枠については、今後検討中という形で記載させていただいてます。それが白の青枠です。あと、何も着色されてないただの黒枠というのが、こちらのほうは自作地でされてる方もおられますし、ただ利用意向調査のほうで未回答で出てきていないので何もつけようがなかったもので、無着色のままにしております。が目標地図の簡単な説明になります。

今回の座談会では、本日のテーマで上げさせていただいている2項目について確認、話し合いをしていただきたいと考えております。

①事務局が作成した目標地図が現状と合っているのか。一応、第1回座談会や農家台帳のデータを基に反映したつもりではあるんですけど、やはり多分反映し切れてないところもあるかと思いますので、各担い手さんの色を塗らしていただいているんですけど、再度ご確認を、間違えてないか、きちんと塗られているのか、再度ご確認をいただけたらと思っております。また、今後貸借予定としている農地に着色されているのか確認をお願いします。目標地図の色分けは4区分しており、担い手ごとに着色している農地は農業を担う者として位置づけしている担い手が現在集積している農地及び今後集積しようとしている農地、白色赤枠で着色している農地は現在貸借契約を結んでいる人が自作及び借受けしている農地です。白色青枠で着色している農地は、誰かに貸したいという意向はあるが、借手がない農地です。何も着色していない農地は、貸借契約がない農地及び自己所有地のみを耕作している農地となります。

②目標地図において、白色青枠の農地について耕作できそうな農地がある場合は、前回お話しはいただいたんですけど、再度そのお話合いの中で耕作される方がおるようであれば、その耕作者の候補者氏名を地図上に記入していただければと考えております。

以上が委員の皆様にも今回の座談会で確認、取りまとめさせていただきたい作業となります。年末に向け、何かと忙しい時期ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、出席いただく座談会

につきましては、最適化活動の2.担い手への農地の集積、集約化の②話し合い活動への参加、ア、コーディネーターに該当いたしますので、活動記録簿のご提出をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

8点目、農地農政検討会について報告をお願いします。

事務局

皆様のお手元に農地農政検討会の開催についてをお配りさせていただいております。

10月定例会で報告させていただきましたが、日時と場所につきましては、令和6年12月12日木曜日の午後6時30分から、多度津町東浜の笑門家で開催いたします。会費につきましては、コロナ前の令和元年までは5,000円でしたが、近年の物価上昇などの要因により6,000円とさせていただいております。なお、参加に際しましては、開催案内にも記載させていただいておりますが、ご出席される際は自転車、自動車などのご利用はお控えください。準備の関係上、出席のご報告を12月5日木曜日までに事務局までご連絡いただければ幸いです。

以上です。

事務局長

その他報告については、以上8点であります。

議長

ありがとうございました。

今8点ほどご報告いただきましたけども、これについての何かご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

6番委員

農地の貸借方法で、農地機構が借受けできない場合で契約する場合はどうしたらいいですか。

事務局

一応今のところ地域計画の範囲内で、機構さんが今までやったらこういうところ、借手がおらんけん、ちょっと駄目、機構さんとしては借受けできませんというところがあったと思うんですけども、一応これからは、受け手がいるのであれば、やってくれる人がいるのであれば、そこに色を塗るようになるので、その人がおるっていうことやったら貸借をできる。機構を通じて貸借ができる。ただ、農地の状況とか、入り口が狭いとか、そういうところは事前に受け手さんが確認して、それで納得してから持ってきてくださいという話にはなっております。

6番委員

じゃあ、面積上は制限あるんですか。何ぼ以上やとか。

事務局

特に面積の制限はないんですけども、基本6年以上の借受けをお

願いするようにはなっております。

6 番委員
議長

ありがとうございました。

ほかに。

ございませんか。

(なし の声あり)

そしたら、ないようですので、取りあえず最後まで行きたいと思います。

来月の予定だけお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

1 2 月の小委員会は、1 1 日水曜日の午前 9 時から 2 階大会議室で行います。当番委員は 9 番池内委員、推進委員は 1 番北岡委員にお願いしたいと思います。

定例会は、1 2 日木曜日の午前 9 時から 2 階大会議室で行います。署名委員は 1 0 番河井委員、1 1 番秋山委員、1 2 番伊達委員のうち 2 名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ということで、一応それで本日予定しとったものは全て終わりました。

全体にわたりまして、またほかに連絡、その他で何かご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、これで閉会をさせていただきたいと思います。

なお、また繰り返し何度も申し上げまして恐縮なんですけども、先ほど説明がありました今日、明日の座談会、どうぞひとつご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記